

乙堂喚丑に係る『戒壇指南』の研究

— 附録『戒壇指南』翻刻資料 —

菅原 研州

キーワード：近世仏教、曹洞宗、授戒会

一、はじめに

本論は、江戸時代中期の曹洞宗の学僧・乙堂喚丑（一六八四？～一七六〇）に係る資料『戒壇指南』（以下、「本書」とも記載）について研究するものである。管見の限り、本書は従来報告されておらず、近代の西有穆山（一八二一～一九一〇、大本山總持寺独住第三世）が自身の『傳戒會裏閑話』で、書名等を示さないまま引用したことが知られる程度かと思われる。

そこで、本論では写本『金剛集録』に収録された『戒壇指南』の翻刻資料を附録しつつ、その内容を検討し、また、近世以降の洞門授戒会の原型になったと思われる「大乘寺式授戒会作法」について、その復元を模索したい。

二、写本『金剛集録』について

本研究は、筆者所持の明治期写本『金剛集録』に収録された『戒壇指南』について検討するが、当該写本の書誌情報は以下の通りである。

一、冊数 一冊

一、料紙 楮紙

一、大きさ 縦23・5 cm×横15・6 cm

一、装丁 袋綴

一、題目 外題 金剛集録

内容 傳戒會裏閑話（明治廿七年記）有安老人述

禪戒問答・禪戒問答續

国王授戒作法・梵網經古迹記

戒壇指南

祖師御行状略誌（佛法房ハ於深草之房号

也）

正法眼藏玄談科釈・校閱正法眼藏序

天桂不知正（法の脱字）眼藏之由来事

坐禅撰・金龍軒問答

一、枚数 本文 九三丁

一、行字数 毎葉一〇行 毎行一六～二〇字

一、書写年 明治三〇年（一八九七）

一、筆記者 小童子龍

一、所蔵者（旧蔵）不明（表紙に「古川藏書」とあるが詳細不明）

（現在）菅原研州

当写本は、明治三〇年四月と秋に童龍（永平寺六〇世・臥雲童龍「一七九六〜一八七〇」とは別人）によって書写された。なお、『天桂不知正法眼藏之由来事』の冒頭に、「此書ノ意依面山和尚關邪訣 穆山和尚真筆^①」とあって西有穆山自身の書き込みなどを受けており、おそらくは本書全体が西有穆山の直筆本からの、直接か間接の書写だったことが推測される。なお、『曹全』「禪戒」に収録される一丈玄長『禪戒問答』の底本である静岡県正泉寺所蔵写本と奥書が一致し、同類の写本であると思われる。

当写本の全体は、二本の写本を合わせたものである。上記の通り判断する理由として、当写本の筆記者による奥書は二箇所確認され、まずは『戒壇指南』に続いて「明治三十歳四月吉辰 小子童龍謹寫^②」とあり、更に巻尾の『金龍軒問答』に続いて「明治三十歳〈丁酉〉秋日 龍杜刃謹寫^③」とあるためである。よって、明治三〇年（一八九七）の四月と秋と二回に分けて書写されたことが理解出来る。更に、内容からも、前半は西有自身の戒学参究に関する内容であり、後者は『正法眼藏』と坐禅、或いは洞門の宗旨に係る内容と、明確に二分化されている。

本論では、当写本の前半部分について特に検討する。まずは、各文献の解題を挙げておく。

①傳戒會裏閑話〈明治廿七年記〉有安老人述

有安老人とある通り、西有穆山によって明治二七年（一八九四）に提唱された、伝戒会（授戒会）に因んだ禪戒論である。本書の詳細も、機会を改めて検討する予定であるが、内容を略述すれば、前半は伝戒会の作法についての見解を述べられ、後半は特に洞門の菩薩戒における「戒体」について論じたものである。そして、特に伝戒会作法に因んで、当写本収録の『戒壇指南』から「懺悔法」「捨身法」などを参照されている。その際、西有は「乙堂和尚ノ口訣ニハ」「乙堂和尚云ク」等と表記されており、『戒壇指南』を乙堂の著作だと判断していることになる。

②禪戒問答・禪戒問答續

『曹洞宗全書』「禪戒」に収録される一丈玄長『禪戒問答』と同一の内容と思われる写本である。当写本収録の本書の奥書には「鳳仙乙堂云」とあって、乙堂が本書を評するつもりであったことが分かるが、評論が実際に行われたかは、まだ当該の原本等が未発見であり、詳細は不明である。また、乙堂の奥書には「宝曆六丙子開日之四五日前タル也^④」とあって、この日時の表記について曖昧な点が残るが、今回、『戒壇指南』本文及びその奥書が確認されたことにより、「開日」とは「開戒日」の意図であった可能性を指摘しておきたい。つまり、同年の冬に乙堂は自身が住持を務めていた桐生山鳳仙寺（現在の群馬県桐生市内に所在）で開戒会（授戒会）を実施したが、その直前に本書の参究を終え、おそらくは説戒などに備えたと思われる。本書及び③『国王授戒作法』④『梵網經古述記』⑤『戒壇指南』は乙堂自身の戒学への参

究や、その成果を示している。

上記のことから、乙堂に係る手沢本が鳳仙寺山内にあり、それを西有が書写・参究したものと拝察される。

③ 国王授戒作法

本文書は切紙の一種として宗派内に伝承されているが、当写本に収録されている理由は不明である。また、『国王付授血脈』切紙も合冊されている。②『禪戒問答』も含めて、これらが乙堂による開戒会の準備だったとすれば、本文書が収録されたのは、鳳仙寺の当時の大檀那に対して授戒を行うための作法を確認されたものとも推測可能であろう。

④ 梵網經古述記

奥書が無いため来歴等は不明だが、おそらくは乙堂自身の『梵網經』参究経緯を示す文書だと思われる。なお、太賢による『梵網經古述記』本文への註釈などではなく、乙堂と同時代、どのようになら『梵網經』が学ばれていたかを記録した内容である。具体的には、従来、『梵網經』の講義などに『梵網經古述記』が用いられ、その末疏まで多く成立したが、鳳潭（一六五四〜一七三八）以降は「法戒疏」を用いることになったと指摘している。

なお、これまでも乙堂と鳳潭との関わりを指摘する見解が権田雷斧によって提示されたが、その根拠の一つが本文書であった可能性も指摘しておきたい。

⑤ 戒壇指南

奥書に「宝曆六（丙子）冬於桐生山開戒之前使小師求賢長老寫

之也 乙堂花押」とあって、宝曆六年（一七五六）冬に、桐生山

鳳仙寺で開戒会（授戒会）を実施した経緯が示される。その上で、乙堂は法嗣の求賢則聖（保寿寺一世、同寺は神奈川県小田原市に所在）に、本書を書写させたとある。よって、同年までには成立していた文書であったことが理解できよう。ただし、この奥書の記述のみでは、著者の確定は困難である。また、先に述べたように西有は本書を、乙堂自身の口訣であるとしているが、写本の様子などから判断されたものか。

本書の著者の推定も含めて内容の詳細は後述するが、概しては「開戒会（授戒会）」の加行作法を記した文献である。『戒壇指南』という題の通り、開戒会の戒壇作法を取り仕切る直壇寮及び各加行中の進退に関わる各配役向けの内容ではあるが、「授戒道場」については略記されている。道場作法は戒師の室中に属すると判断されたものか。

また、従来、授戒会関係の作法書として実施年次最古とされてきた指月慧印『開戒会焼香侍者指揮』と同様、加行全体への指南を行っていることになり、奥書の年次が正しければ、本書が実施年次が知られる最も古い授戒会作法書となる。

三、乙堂喚丑に係る『戒壇指南』について

前項⑤で論じたように、本書は直ちに乙堂の著作・口訣であると確定することは難しいが、乙堂自身に戒学参究の意志があったことは、前項②の通り、一文『禪戒問答』奥書からも明らかであ

り、また、乙堂の本師である隠之道頭（一六六三〜一七二九、卍山道白の資）は、その語録などから生前中に何度も授戒会の戒師を務めていることが知られている。⁽¹⁰⁾ よって、その法嗣である乙堂が隠之の授戒会に随喜し、特に卍山道白（一六三六〜一七一五）門下に伝承された作法の口訣を伝えていたとしても、全く不思議ではない。

しかし、従来、授戒会に関する口訣等について、卍山の法孫達の記録は、時代的に下ったものと推測される文献が知られた程度かと思われる。また、授戒会作法書で年代が確認出来る限りで現存最古とされたのは、宝曆一〇年（一七六〇）に成立したと伝わる指月慧印（一六八九〜一七六四）提唱の『開戒会焼香侍者指揮（以下、指月『開戒会』と略記⁽¹¹⁾』である。そして、指月は大乘寺三三世・智灯照玄（一六六五〜一七三九、卍山の資）に参じたともされるため、大乘寺式の授戒会作法を伝えているとも考えられたのである。この度、明らかに卍山系に属する『戒壇指南』が確認されたことにより、その内容の比較対照などを経ることで、指月の作法書についても大乘寺系の内容と齟齬がないか確認可能となった。

更に、大乘寺系の作法書として既知の『授戒会侍者暨直壇指南（以下、『授戒会侍者』と略記⁽¹²⁾』及び冒頭の「引」に「大乘侍局幻寓子識」の署名が見え、大乘寺山内に伝承された「禅門大戒直壇指南（以下、『直壇指南』と略記⁽¹³⁾』（『続曹全』「清規」所収）との同異点にも注目される。

よって、以下には幾つかの項目を検討しながら、『戒壇指南』以外の作法書との対照も進めたい。

① 加行日鑑について

本書では、明確に「七日加行」と提示され、現行と同じく一般的な加行日数であるように思えるが、詳細を見ていくと異なっている。そこで、加行中の諸行持も含めて日鑑を示してみたい。

加行前一日・加行に入る前日になるが、授戒会の道場が設置される寺院内外の戒弟（戒子）を、直壇寮が引き連れて侍者寮へ趣いて礼拝を行う。礼拝後、方丈に入り、戒師（和尚）は加行や懺悔の用心について垂誠を示す。そして、方丈を出たら、副寺・侍者・典座の三役を礼拝し、また教授師へも礼拝し、直壇へも礼拝する。なお、これは『仏祖正伝菩薩戒作法』に見える「請拝」には該当せず、おそらくは、各配役への事前の挨拶といった位置づけになると思われる。ただし、本書の傍註では、何度も礼拝することの煩雑さを理由に、この一回で請拝を終わらせるようにも提案している。

一日目・朝課罷に戒師が巡堂している間に、戒弟は坐禅堂に入り役寮への礼拝を行う。更に、堂内で喫粥した後、帰堂する際には出堂の拝も行う。

粥罷には剃髪・沐浴して、加行道場の荘嚴を行うことで、七日加行の開始となる。この荘嚴について、具体的には「佛祖神ノ三

牌」を拝請し、壇上に安置し、ロウソクや菓子なども供える。

また、三時の諷経（念経）を実施する。

それ以外に、各行持の合間に行うため具体的な時間は定めていないが、毎日の昼夜、一二〜一三座ほど「三千仏名」への礼拝を行う。また、暁天の始め（夜間の終わり）に「仏祖礼」を行う。毎朝、酒水のみの「浄道場」を行う。

二日目〜四日目・「二日三日四日加行如初日」とし、略記されている。

五日目・昼夜の加行は四日目までと同じだと思われるが、夜間に懺悔（懺悔道場）を行う。

六日目・昼夜の加行は四日目までと同じだと思われるが、伝戒（伝戒道場）を行う。

七日目・朝から昼間で加行は四日目までと同じだと思われる、同日晩間の定鐘罷に授戒（授戒道場）を行う。なお、本書では「加行」という用語の適用について、同日の飯（昼食）後に行う仏祖礼終了でもって「加行満散」としている。よって、本書の内容は八日目にも言及しているが、同日の行持は「加行」に入っておらず、授戒の道場を啓建するまでの準備としての「七日加行」という語句との齟齬はないと見るべきである。

八日目・朝課罷に戒弟は戒師や教授師、諸配役への謝礼・謝誼納金などを行う。

以上である。ここで、本書における加行日鑑の特徴をまとめ

つ、他の作法書との比較を行いたい。

ア・「七日加行」を示すが、実態としては前一日と後一日を加え、全体では九日間となっている。ただし、既に論じたように、「加行満散」は七日目の飯後の仏祖礼までとしている。『授戒会侍者』では「七日加行」に後一日を加え、全体では八日間としているが、内容は本書とほぼ同じで、記述としては本書よりも全体的に詳しい。また、『直壇指南』は前一日・後一日が加えられており、本書と同じ日鑑となっている。

なお、指月『開戒会』では全体で七日間に収めるが、前一日を戒弟到着日として定めている。また、六日目「上午ニハ佛祖宗禮ニテ満散¹³」として、仏祖礼で「加行」の満了を示し、その後は授戒道場の荘厳へと進む点は本書などと同じである。

イ・道場の設置について、本書における五日目の懺悔道場、六日目の伝戒道場、七日目の授戒道場とする方法は『授戒会侍者』に同じである。また、『直壇指南』では、四日目を懺悔道場、五日目を伝戒道場、六日目に伝法道場、七日目の授戒道場とあつて、「伝法道場」が入ることにより、全体的に相違している。

指月『開戒会』では四日目を懺悔道場、五日目を伝戒道場（ただし、伝戒が無い場合は、懺悔道場は五日目）、六日目を授戒道場とし、七日目には授戒会全体が終わるようにしてい

る。よって、『授戒会侍者』が最も本書に近い。

日程については、本書では「第七日授戒此レタ、一等ノ日限ナリ但シ戒師ノ指揮ニ依リ時ノ宜キヲ行スベシ」としており、やや文意不明な点を残す。しかし、『授戒会侍者』では「凡ソ受戒ノ日限、第五夜懺悔、六夜傳戒、七夜登壇、是一途ノ日限ナリ、但シ戒師ノ指揮ニ随テ時ノ宜キヲ行ズベシ、若シ傳戒ナキトキハ第六夜懺悔ナリ」として、本書と同じ立場ながら、より詳細な説示を記録している。また『直壇指南』でも本書とほぼ同様の表現で、戒師によりその「日限」を定めるように促している。

ウ・説戒と完成上堂について、本書では両方とも不明である。ただし、加行前一日に和尚から「加行ノ内二三圃モ垂誠有ルベキ」とし、これが実質的な「説戒」を意味していたものか。また、完成上堂については一切の記載が無い。ただし、乙堂の本師である隠之道頭は複数回の完成上堂（完成陸座）等を実施しているため、上堂はあくまでも上堂であり、授戒会の作法に直接含めていない可能性を指摘しておきたい。その傍証として、『授戒会侍者』でも完成上堂への記載は見えず、同書の加行日鑑でも最終日は「謝拜」「上供諷経」「乞暇拜」等⁽¹⁵⁾であり、上堂の実施には言及していない。なお、「説戒」については複数の口訣が見られる。『直壇指南』では「説戒」も「完成上堂」も見られない。

一方、指月『開戒会』は説戒及び完成上堂への詳細なる作

法が見られる。

エ・伝戒と受戒について、既に先行研究でも指摘されることだが、江戸時代に構築された授戒会作法では、出家二衆への伝戒と、四衆への受戒とを一会の中で別個に行っていた。本書でも、伝戒と受戒とを行っている。なお、この方法は、一例として万仞道坦『洞上伝戒弁』（宝暦十一年「一七六一」正月に成立）の段階で、法系の混乱に繋がる可能性が危懼されるなどし、江戸時代末期に編集された授戒会作法書では、授戒の重要性が増した影響か、伝戒を併催することを批判する見解も出されるようになった⁽¹⁸⁾。しかし、授戒会作法が成立してから間もない本書の段階では、まだ伝戒を実施している。

なお、先に挙げたように、『授戒会侍者』では本書と同じ道場の設置順となっているが、『直壇指南』で六日目に伝法道場が入ることで、懺悔道場・伝戒道場が一日早まるなどの違いがある。これは戒師（或いは伝法を行う嗣法師）による判断に基づくバリエーションの違いではあるだろうが、「伝法道場」の導入が『直壇指南』のみ見られることを思う時、おそらく、より原初的な姿を留めているのは本書であるとも推定出来るよう。

②各種道場について

現行の授戒会差定では、五日目に懺悔道場、六日目に教授道場・正授道場が実施されるけれども、本文書では既に述べた通り

で、五目目に懺悔道場、六目目に伝戒道場、七目目に授戒道場となる。しかし、伝戒道場・授戒道場については、その詳細を論じていない。おそらくは、作法書として『仏祖正伝菩薩戒作法』が存在し、ほぼそれに準じたものだったからだと推定できよう。ただし、拙論⁽¹⁹⁾でも論じた通り、現行の正授道場は、本来、一人を相手に行ったであろう『仏祖正伝菩薩戒作法』を、多数に授戒可能なように拡張して行われており、その改変方法には注目せざるを得ないが、本書ではそれは分からない。むしろ、同系統でありながら、道場を論じた『授戒会侍者』にその説明を求めるべきだといえよう。

よって、正授道場・授戒道場は擱いておき、以下には詳細な作法が提示され、また後に西有にも参照された「懺悔道場」及び「捨身供養」作法を論じておきたい。その際、従来より特徴的であったと指摘される指月『開戒会』と、他に『授戒会侍者』『直壇指南』と対照してみたい。

まず、本書の「懺悔道場」の特徴だが、いわゆる「対首懺悔」と呼称⁽²⁰⁾される作法である。ただし、現代も用いられる「小罪無量」札などは使われておらず、懺悔帳を作り、それぞれの戒弟が述べた罪状を記載する方法であった。そして、戒弟各位の大罪が無いことを確認しつつ、小罪について詳細を述べさせる手順は、本書及び『授戒会侍者』『直壇指南』に共通する（作法に対する口訣の詳細は若干相違する）。また、その際に「大罪」⁽²¹⁾を持っていた者への対処について、詳細は明示されないが、特別な懺悔を

させる、または受戒を許さない、或いは公儀に通報する、等の措置が執られたものだろうか。なお、本書では詳細は不明だが、『授戒会侍者』では懺悔道場罷に、加行道場の「佛祖神ノ三牌」の前で、戒師・教授師の二師によって懺悔帳が焼却され、『直壇指南』では、授戒道場の教授道場において教授師によって焼却されるといった相違が見られる。

指月『開戒会』では一人一人に罪状を述べさせるけれども、罪の大小は問わず、懺悔帳は懺悔道場後に戒師によって焼却される、等の相違点が見られる。

③捨身供養について

洞門授戒会における捨身供養は、その危険性などから、明治時代に入ると曹洞宗務局の指導によって、ただ戒弟各位が焼香を行うのみとなった⁽²²⁾。しかし、江戸時代までは戒弟自身の頭頂部、或いは臂などで香を焚き、場合によっては火傷をすることで捨身供養を成立させており、痛みを伴う行法であったと推測される。

その点、本書では「其上ニ云ク今晚捨身當山ノ規矩ニアラザレバ勸ムルニ非ス然レハ深ク大望有ル人ハ強テ制止スルニモ非ス」とあって、基本的には捨身供養を行わないこととしている。ただし、深く大望する人には強いて止めさせることは無いとしており、一応までに捨身供養の際の作法も書かれ、「同戒ノ兄弟観音寶号ヲ唱テ捨身ノ人ヲ右遶スヘシ」とある。

また、本書に最も近いのは『直壇指南』であり、捨身への立場

や作法の内容もほぼ同一である。一方で『授戒会侍者』では、捨身供養を他派の戒儀⁽²³⁾に依拠して仮に導入されたものとしつつ、『梵網経』「第十六輕戒」⁽²⁴⁾を参照して「身臂指」を焼いて仏を供養しなければ、受戒したことにはならないとし、更に永平道元『教授戒文』から「授受戒文二云、同道同法同證同行ノ垂範」⁽²⁵⁾として戒弟中に捨身香を焼く者、焼かざる者の相違が出ることを批判した。つまり、戒弟の一人も残らず捨身することを求めたのである。そして、本書及び『直壇指南』とは異なり、「頭香」などの作法の詳細を記している。

指月『開戒会』では、希望者への捨身供養を積極的に勧めており、本書などとの相違は明らかである。以上のことから、大乘寺式授戒会作法を考察する際には、各作法書での同異点を慎重に論ずべきことと、指月『開戒会』は独自の作法が見られるため、外して考えるべきことが理解出来た。

四、「大乘寺式授戒会作法」復元の試み

近代以降の曹洞宗の授戒会作法は、江戸時代まで各地で行われていた授戒会作法の影響を受けつつ展開し、いわゆる「七日加行」などの形式が確定した様子を窺うことが出来る。一方で、近世の授戒会（禪戒会・開戒会）は大乘寺二六世・月舟宗胡（一六一八〜一六九六）が復興したとも伝えられる。ただし、乙堂『戒壇指南』及び『直壇指南』『授戒会侍者』を概観すると、近代以降の授戒会作法との相違点も見られる。

更に、前項で検討した通り、乙堂『戒壇指南』を中心に、『直壇指南』『授戒会侍者』及び指月『開戒会』を見てみると、大乘寺に関わる授戒会作法書と、指月『開戒会』とは相違点が際立つことが確認された。

また、既に論じた通り、本書では「捨身供養」を積極的に行わないことを「當山ノ規矩ニアラザレバ」としている。問題はこの「當山」の意味するところで、西有などはこの箇所を引用しつつ、乙堂が住していた鳳仙寺の規矩だと判断しようだが、『傳戒會裏閑話』参照）、『直壇指南』でも「當山ノ一〇〇〇ニアラザレバ」⁽²⁶⁾とあって、同じ趣旨の文だと推定される。つまり、この「當山」とは、鳳仙寺を指しているのではなく（ただし、乙堂が授戒会を開く際に、鳳仙寺にも適用させたという判断自体は可能）、元々の作法が構築されたであろう「大乘寺」を指していると考えるべきで、ここから「大乘寺式授戒会作法」と名付けても良い作法が実在したと判断している。そして、一度構築されれば、その後、近世・近代を通して同作法を改変して行い、現代でもその影響は大きいと言えよう。

この度、『戒壇指南』等三本の作法書が揃ったため、「大乘寺式授戒会作法」の原初形態の復元を試みたい。以下には、作法を特徴付ける用語を挙げつつ検討したい。また、洞門で禪戒会を復興したのが月舟宗胡であったとすれば、その法孫達が伝えた作法は、洞門で最初に確立された「七日加行」であり、それと黄檗派の『弘戒法儀』『授戒日規』を比較することは、両宗派の戒会作

法の違いを明確にすることになるため、以下の議論に加えておきたい。

① 「結縁未曾有ノ拜」について

『戒壇指南』及び『直壇指南』において、七日加行の前一日に行われる礼拝である。戒師などを始め、諸寮に挨拶し礼拝した後で、「最後ニ屏屬ニ就テ同戒ノ兄弟互ニ結縁未曾有ノ拜有ル可シ⁽²⁷⁾」とある通りで、同じ戒会に就く戒弟同士で行った礼拝を指す。

なお、『授戒会侍者』ではこの作法を見ることが出来ない。直壇寮向けとおぼしき指示に、加行に入る前の日付で準備を促し、戒弟の迎え入れなども行うが、「結縁未曾有ノ拜」を行うとはさられていない。

本書では本文の註記として、加行前一日に行う礼拝と、「伝戒道場」「授戒道場」の前に行われる「請拝」が機能的に重なっていることを指摘しつつ、加行前一日の礼拝を重視する。一方で、授戒会を広く行う中で重複への批判が多くなり、加行前一日の礼拝全体が省略された可能性も指摘しておきたい。

② 「佛祖神ノ三牌」について

この牌は、加行道場の啓建において拝請されるが、現代の授戒会では「證戒尊師十方三世諸佛・三國傳戒祖師諸菩薩・戒源師○○○○大和尚」「得戒大師釋迦牟尼如來・羯磨阿闍梨文殊大菩

薩・教授阿闍梨彌勒大菩薩」「現戒師○○○○大和尚・護戒護法諸天善神菩薩・同學法侶十方諸菩薩⁽²⁸⁾」であり、「佛祖神ノ三牌」と見られなくもない様子ではあるが、特に「神」の牌が曖昧ではある。

一方、『授戒会侍者⁽²⁹⁾』では以下の通りである。

當寺開山大和尚 宗舜開山大和尚

三國傳燈諸大和尚 永平開山大和尚得戒師堂頭大和尚

當寺二世大和尚 教授師 大和尚

本師釋迦牟尼佛 大聖文殊菩薩

華嚴教主盧舍那佛 大悲觀世音菩薩

當來下生彌勒尊佛 大行普賢菩薩

護法龍天菩薩

日本大小神祇

白山妙理權現

現代の一般的な三牌の書式に比べて、右は「祖師・仏菩薩・諸神」という相違した形態が見られることが確認されよう。そして、本書及び『直壇指南』でも、「佛祖神ノ三牌」と表記するたため、同様の書式であったと推定される。更に、指月『開戒会』にも「迎請三牌」とあり、供養膳を捧げる対象に「諸佛ト、諸祖ト、護戒神ト、代受牌ト都テ四膳ナリ⁽³⁰⁾」とあって、おそらくは『授戒会侍者』などと共通していた「佛祖神ノ三牌」に、「代受牌」を加えた四牌を祀っていたと思われる。

それから、「佛祖神ノ三牌」は黄檗派の『弘戒法儀』で用いら

れた尊像とも内容が異なっている。特に、菩薩戒授与の戒壇⁽³¹⁾では、正面が「南無華藏教主盧舍那佛（高座）」「南無文殊菩薩爲羯磨師（高座）」「南無彌勒菩薩爲教授師（高座）」で、脇には「開山老和尚爲戒源」「優婆離尊者」「十方諸佛爲尊證師」「十方菩薩爲同學侶」「南山澄照大律師」とあって、牌ではなく、仏菩薩等の尊像を祀った。『弘戒法儀』は宇治の黄檗山萬福寺山内で行われる規模を持った作法とされ、そうであれば「牌」や「軸」ではなく、尊像そのものが祀られていても不思議はないであろう。

そのため、「佛祖神ノ三牌」は、黄檗派とも現代とも異なる大乘寺式授戒会作法独自の位牌の書式として認めることが出来るであろう。

③加行日限及び懺悔道場・捨身供養・完戒上堂について

加行について、その期限を本書などでは「日限」と表記している。この「日限」自体は珍しい表現ではないが、授戒会の作法書に使ったという点で特徴的である。既に論じたように、七日目に「授戒道場」を開くことは本書を含めた三本に共通しており、指月『開戒会』は六日目に行うため、相違している。

そして、「大乘寺式授戒会作法」では「加行」自体は七日間であるが、本書のように戒弟が集合する機会としての前一日を置く場合があり、更に授戒道場の次の日、解散するための加行後一日も要する全八日、または全九日の日限であったことが確認された。

本書では懺悔・伝戒・授戒の順番に道場を置くが、『直壇指南』では懺悔・伝戒・伝法・授戒となり、式として「伝法」が付け加えられ、しかもその場合には「懺悔」を四日目に行うこととなっている。しかし、「伝法」を入れることは、本来依拠する作法書⁽³³⁾や式そのものの内容からしても異質のように思われる。つまり、『直壇指南』による独自の改変と見なすことが可能で、本来の道場の設置は本書の通りだったと判断したい。

それから、加行後一日の主たる目的は、戒師を初めとする諸配役に対し、戒弟が謝誼（受戒・伝戒への謝礼）を献じて謝拝を行うことであった。伝戒（受戒）翌日に教授師・戒師への謝拝を行うことは『仏祖正伝菩薩戒作法』に従ったものと思われるが、その本来の作法に謝誼の献納を加えたものである。

また、「懺悔道場」の本来の方法は既に論じた通りで、教授師が戒弟の大罪・小罪の有無を丁寧聞いて「懺悔帳」に記し、その内容を戒師の確認の上で焼却したものとされる。この「懺悔帳」に戒弟の罪を記す方法について、典拠となったのは『授戒日規』「初五下午審問遮」項に見える「審戒簿」であろう。沙弥に対して具足戒を授ける前に、問難するが、「一一に問過、詞を按じて名を逐て簿に登す⁽³⁴⁾」とあって罪の詳細を尋ねており、更に、書き上がった「審戒簿」は方丈にて和尚に呈し、「審戒の簿、方丈閲して後即ち丙丁を付す⁽³⁵⁾」とある。ここから、焼却の有無こそ不明ではあるが、罪を問い、それを名簿に記す様子などは共通している。先に指摘したように大乘寺式授戒会作法の懺悔道場につ

いて「対首懺悔」と称して批判した面山瑞方の見解もあるが、現段階では黄檗派の戒儀を改変して、大乘寺式授戒会作法に採り入れたと見ておきたい。

懺悔に続く捨身供養は、大乘寺系の作法書三本においても相違点が見られたが、基本は「當山ノ規矩」を立てつつ、行わなかったはずである。また、その際に捨身供養を行う授戒作法として想定されていたのは、黄檗派の戒儀であろう。『授戒日規』「初七下午問七遮罪」⁽³⁶⁾項では、同日夜の礼懺の後、誓願のある者は意に随つて香を焼き、三宝に供養すべきであるとしている。「捨身」という用語や詳細な作法が見えないものの、「捨身供養」と判断される一節である。各行法の実施の有無については、各実施寺院・戒師の判断の余地を残していると見られ、『授戒会侍者』のように敢えて捨身を行う場合も見られた。「懺悔道場」と同様に、黄檗派の戒儀を改変しながら採り入れた可能性を指摘するものである。また、懺悔としての礼仏、いわゆる「三千仏礼仏」の導入について、その独自性の検証をしたかったが、現段階で分かっていることは少ない。一端のみ示せば、黄檗派『授戒日規』では「八十八佛」への礼懺が説かれ、一方で本書などは「三千仏名（三千仏礼仏）」への礼懺を説くため、相違していると思われるが、本書では「歎佛」も確認されており、執筆段階で結論を報告するまでに至らなかったため、今後の課題としたい。

完戒上堂は既に論じたため再論はしないが、本書を含めた大乘寺関係作法書三本に共通して見出すことが出来ない。ただし、本

書を書写させた乙堂喚丑の本師・隠之道頭には、繰り返しの完戒示衆・上堂等が見られることに鑑み、授戒会の作法書が論じるべき内容とは異なると考えられていた可能性のみ指摘しておきたい。本書と同時代である指月『開戒会』では口宣されており、上堂の実施自体は否定されない。

④授戒道場への言及

本書及び『直壇指南』では、授戒道場への口訣等で特に見るべきものはない。例外は『授戒会侍者』で、教授道場から正授道場への引込について詳しく述べられ、更に、各道場における作法も詳細である。教授道場も正授道場も、本来は『仏祖正伝菩薩戒作法』に依拠して実施されるが、同作法は基本、一人に対する内容であると思われる。そのため、場合によっては戒弟が数十人から数百人にも及んだ授戒会の各道場を行うための改変は必須であった。既に筆者は、その改変の一端について論じた⁽³⁸⁾。今回採り上げた『授戒会侍者』の場合、作法のほとんどは『仏祖正伝菩薩戒作法』に従う内容で、大きな改変はない。ただし十六条戒を受けた後の「登壇」で、複数人が登壇場合の注意点が記される程度であった。

よって、これら三本の内容から類推すれば、授戒道場については、『仏祖正伝菩薩戒作法』を基本に請拝・教授道場・正授道場を実施しており、これは作法書の所持者であろう戒師自身の指揮に従ったものと思われる。そのため、本書及び『直壇指南』では

特に道場についての口訣を載せないが、それが作法書本来の様子であったと思われる。

一方で、複数人への同時の授戒を行うことから、作法の一部改変を確認する必要があると判断されたためか、『授戒会侍者』では最小限の口訣を収録したと思われる。

五、結論―『戒壇指南』の著者について

上来、『戒壇指南』について検討してきたが、本論では以下の結論が得られた。

- ① これまで年次の判明していた授戒会の作法書として最古は、宝曆一〇年実施の指月慧印『開戒会焼香侍者指揮』とされたが、『戒壇指南』は宝曆六年であり、わずかだが更新された。
- ② 『戒壇指南』は乙堂喚丑に係る写本であり、卍山道白―隠之道頭―乙堂という法系の関係から、大乘寺で構築された授戒会作法を受けたものであると判断できる。
- ③ 『戒壇指南』及び『禪門大戒直壇指南』『授戒会侍者暨直壇指南』の三本は大乘寺に深く関わり、それらの比較を通して「大乘寺式授戒会作法」原型の復元を試みつつ、黄檗派の戒儀と比較した。

以上である。そこで、この結果を受けて、改めて『戒壇指南』の著者について検討しておきたい。まず、既に論じたように、本書の奥書からは、乙堂喚丑が法嗣の求賢則聖に書写させて、自ら署名と花押を記した経緯は理解出来るが、これのみでは乙堂を

本書の著者だと定めることは出来ない。理由は、別に原本があった、乙堂が住していた鳳仙寺で開く授戒会を前に書写させたのみである可能性を払拭出来ないためである。しかも、『戒壇指南』と『直壇指南』は使われる用語や言い回しなどが極めて類似しており、これらに共通の原本、あるいは原型となる作法があったと見るのが自然であり、その仮定の下、③の検討結果を得たのである。

ただし、筆者はその原型となる資料は未見である。手続きとしては、その原型となる資料が発見され、『戒壇指南』との比較の結果、何らかの相違点があれば、乙堂自身の改変や口訣と見なし、本書を乙堂の著作であると確定可能になるといえよう。現段階では、『戒壇指南』は乙堂に係る授戒会作法書としかいえないのである。

また、書名の問題も残る。今回採り上げた大乘寺系の作法書三本中、二本は『直壇指南』の名称を冠し、本書のみ『戒壇指南』となっている。わずかな差異であるが、原型となる文献を探る際の手掛かりになるかもしれない。

それから、西有穆山に関わる写本『金剛集録』を通して、乙堂が授戒会を開く前に綿密な準備をしていたことが推定でき、更には乙堂の立場が西有自身の戒学形成に影響した可能性があるかと判明したことを挙げておきたい。

今後は、西有『傳戒會裡閑話』等の分析を通して、西有自身の授戒会作法に関する立場や、乙堂からの影響などを精確に検討し

たいと思っている。

註

- (1) 『金剛集録』 六七丁表
- (2) 『金剛集録』 四六丁裏
- (3) 『金剛集録』 九三丁裏
- (4) 『傳戒會裏閑話』 参照、『金剛集録』 四丁裏・五丁裏
- (5) 『禪戒問答續』 「奥書」 参照、『金剛集録』 三七丁裏
- (6) 法藏『梵網經菩薩戒本疏』を指すと思われる。
- (7) 『正法眼藏統紋講議』 卷三・六〇丁表頭註参照
- (8) 『金剛集録』 四六丁表
- (9) 『曹全』 「大系譜」 一七六頁参照
- (10) 菅原二〇一三
- (11) 『統曹全』 「清規」 所収。指月による提唱を宝曆一〇年（一七六〇）とする見解は、光地英学氏による解題（『曹全』 「解題」 四六五頁下段）を参照した。
- (12) 『曹全』 「清規」 所収。なお、同書では仏祖礼の対象とする祖師に、月舟宗胡・卍山道白・隱之道顕などの名前が見える（『曹全』 「清規」 八〇七頁下段）ため、本書同様に隱之道顕系で伝えた作法と推定され、本書との同異点に注目される。
- (13) 『統曹全』 「清規」 四八二頁上段
- (14) 『曹全』 「清規」 八〇四頁上・下段
- (15) 『曹全』 「清規」 八〇六・八〇七頁
- (16) 『授戒会の研究』 三四一頁
- (17) 『洞上伝戒弁』、『曹全』 「禪戒」 四三七頁下段

乙堂喚丑に係る『戒壇指南』の研究

- (18) 『戸羅會中内口傳』 一五丁裏・一六丁表
- (19) 菅原二〇二〇
- (20) 菅原二〇二一及び面山瑞方『永福面山和尚説戒』 「加行ノ因縁」 項、『曹全』 「禪戒」 一七二頁下段・一七三頁下段参照。面山は「対首懺悔」について、本来の律藏などに見られる作法とは異なることを批判する。
- (21) 「大罪」の意味するところの詳細は不明だが、黄檗派「弘戒法儀」や、日本の天台宗・浄土宗の受戒作法では、菩薩戒でも「七逆罪」の者に受戒を許さないとの見解もあるため、それに準じたか。ただし、曹洞宗の場合、『正法眼藏随聞記』 卷二（『全集』 七・六九頁）で、道元が懷奘に対して述べたように、明庵栄西が定めたこととして、懺悔さえすれば七逆罪の者にでも戒を受けさせるとしている。その意味では、「大罪」をしている者には、特別に懺悔をさせた可能性なども考えられる。
- (22) 曹洞宗務局普達第二十号（明治八年六月二五日）（『明治八年』 曹洞宗務局普達全書 四一丁）にて、捨身供養の一作法である「頭香」を差し止めし、戒弟各位に焼香させる方法に転換された。
- (23) おそらくは黄檗派「弘戒法儀」を指していると思われる。
- (24) 『大正藏』 二四・一〇〇六 a
- (25) 『曹全』 「清規」 七九七頁上段参照。典拠となった永平道元「教授戒文」は、「第六不説過」への提唱（『全集』 六・二二六頁）が参照されている。
- (26) 『統曹全』 「清規」 四九七頁上段、『直壇指南』の底本では文字が判別できなかったようだが、『戒壇指南』を参照すれば、欠字の部分は「規矩」が該当すると思われる。
- (27) 『戒壇指南』、『金剛集録』 四〇丁裏
- (28) 『昭和改訂曹洞宗行持軌範』 二三一・二二二・二三二頁、各牌は本来の配置

を並べ直して中央・右・左の順で記載した。

- (29) 『曹全』「清規」一八〇七頁上段参照
- (30) 『統曹全』「清規」四七五頁上段
- (31) 『授戒日規』「初八日授菩薩戒設位式」参照、『授戒日規』一〇丁裏
- (32) 『戒会須知』二八頁参照
- (33) 伝法は作法書『伝法室内式』を用いて行うことが一般的である。道場の莊嚴などで、伝戒作法に類似した点が無いとはいわれないが、一致しているわけではない。
- (34) 『授戒日規』七丁表
- (35) 『授戒日規』七丁表
- (36) 『授戒日規』一〇丁表参照
- (37) 『授戒日規』「夜分禮懺」項他、『授戒日規』二丁裏
- (38) 菅原二〇二〇

参考文献 (一次資料)

- 隠元隆琦編正『弘戒法儀』『授戒日規』合冊本、刊記無し・江戸期版本と推定、丁数は各本で一から付されているため、その指示に従った。
- 著者不明『戸羅會中内口傳』愛知学院大学図書館情報センター所蔵・禅研究所配架 (請求番号・188.8/02900)
- 乙堂喚丑著、西有穆山・権田雷斧校閲『正法眼蔵統紋講義』卷三、貝葉書院・一八九六年、版本は「講義」と題されるが、実際には「講義」表記が正しいため、引用時には『正法眼蔵統紋講義』と記載した。
- 曹洞宗務局編『へ自明治五年・至明治十一年』曹洞宗両本山普達全書』曹洞宗務局、複数年の普達が合冊されており、引用時には当該年度のみを記載し、丁数などを示した。

山本悦心編『戒会須知』黄檗堂・一九三六年

- 曹洞宗宗務庁編『昭和改訂曹洞宗行持軌範』曹洞宗宗務庁・一九六三年版
- 『大正新修大蔵経』を参照。引用に際しては、『大正蔵』巻〇・〇〇頁と略記して巻数・頁数を示し、段数をアルファベットで末尾に付した。
- 『曹洞宗全書』『統曹洞宗全書』(曹洞宗全書刊行会)を参照。引用時には『曹全』『統曹全』一〇〇頁〇段とし、巻号と頁数のみで略記している。一々断らないが、一部引用文は筆者が訓読した。
- 永平道元の著作は春秋社『道元禅師全集』(全七巻)を参照。引用時には『全集〇』〇〇頁とし、巻号と頁数のみで略記している。

参考文献 (二次資料)

- 曹洞宗宗務庁編『授戒会の研究』曹洞宗宗務庁・一九八五年
- 菅原研州「隠之道頭禅師の研究(二)」、『曹洞宗総合研究センター』学術大会紀要』第一四回・二〇一三年、菅原二〇一三
- 菅原研州「洞門授戒会作法成立の一考察」、『愛知学院大学禅研究所紀要』四八号・二〇二〇年、菅原二〇二〇
- 菅原研州「『禅戒一如』と『禅戒双修』—附録『三國傳來戒壇記』(仮題) 仏戒相承論』翻刻資料—」、『愛知学院大学禅研究所紀要』四九号・二〇二一年、菅原二〇二一

附録 『戒壇指南』 翻刻資料

※凡例

- ・この資料は、『金剛集録』写本所収の『戒壇指南』を全文翻刻したものである。解題は本論を参照されたい。
- ・丁数は『戒壇指南』該当分となっている。
- ・翻刻時の行数・字数などは原典に従った。
- ・【】内の数字・カナで丁数と表裏を略記した。
- ・漢字の字体は概ね原典に従った。
- ・頭註は翻刻文の下部に移動し掲載した。
- ・傍点や踊り字は原文の通りに反映させた
- ・確認された誤字は翻刻文の下部に指摘した。

【40オ】

○戒壇指南

○時至レバ加行前一日薬石後直壇寺中外来ノ戒子ヲ引テ侍者寮ニ到ル時ニ侍者和尚ヲ請シテ拜セシム戒子展具三拜此時ワ只拜ノミ請ノ
（然ニ式文ニ先請戒儀アリ此儀式致語等ハ必行スベシ今請ニ詞无シトハ只前ノ相見ナリ然レモ二度ニセンヨリ此時ニ本儀ヲ行フベシ是レ律文ト乞戒勸発勝思ノ時ナリ又加行懺悔ノ用心ヲモ教ユベシ）
詞无シ具上座ス此時和尙加行懺悔等ノ用心ヲ垂・誡・ス此ノ垂誡ノ儀侍者兼テ方丈ニ密啓有ル

可シ總テ加行ノ内二三回モ垂誡有ルベキヤニ内請スベシ垂誡了テ戒子頓拜シテ具ヲ収テ方丈ヲ出ツレハ直壇戒子ヲ茶堂ニ引テ副寺侍者

【40ウ】

典座ノ三役ヲ一屬ニ拜セシム次ニ衆寮ニ引テ知客ヲ拜セシム教授師モ此時拜ス但寮ノ便宜ニ依ルヘシ次ニ直壇ヲ拜セシム此拜ノ儀侍者兼テ戒頭ノ人ニ内意有ル可シ最後ニ屏風ニ就テ同・戒・ノ・兄・弟・互・ニ・結・縁・未・曾・有・ノ・拜・有・ル・可・シ

○第一日朝課罷和尚巡堂ノ内直壇寺中

外来ノ戒子ヲ引テ禪室ニ至ツテ拜セシム若シ堂中ニモ戒子有レバ此時一同ニ拜スルナリ是レ役寮ノ拜ナリ堂中ノ戒子ハ喫粥歸堂問訊ノ後又出堂ノ拜有ル可シ次ニ粥罷剃髮沐浴加行ノ道場ヲ

【41オ】

莊嚴ス是レ七日加行ノ始ナリ○佛祖神ノ三牌ヲ安ス莊嚴了ラハ戒頭三人威儀ヲ具シ右ノ三牌ヲ拜請シ壇上ニ安置シ侍者寮ニ報シテナラシスベシ菓子ハ三具ヘ盛り羊ハ最初一度懺悔ノ日一度満戒ノ日一度都合三回ナリ三ツ菓子洒水ハ歎佛一座毎ニ改ムルナリ燼燭ハ佛前ニ二丁主・讚・ハ・前・二・丁・ナ・リ・七・日・加・行・ハ・中・堅・ク・持・齋・ス・ベ・シ
○加行道場ノ維那ハ戒頭或ハ其中ノ老僧ヲ定

ム法式進退ノ威儀ハ維那ノ教諭ナリ總ノ
指揮ハ直壇ニ任ス直壇ハ夜ル授者休息ノ後

【41ウ】

火之用心等ヲナシ長壽香一本半ホトニ立テ暁天迄
テ不卧ナリ時至レバ直壇湯ヲワカシ戒子ヲ起ス戒
子威儀ヲ具シ著衣喫湯了テ毎朝巡堂焼香

心経點讀ス但焼香ワ戒頭一人ナリ看察ハアトニ
ヲ茶碗ヲシモツ可シ直壇ハ四角ヲ持シテ巡堂ヲ引
キ教ユ香炉ハ戒子ノ中少キ者吩咐スベシ巡堂了
テ直ニ礼讀ナリ但シ斐ハ湯死シ斐夜生過キ

線香二本程ト禮佛シ冬ハ隨里三本ノ後又二本
ホト禮佛シ了テ休也暁天ハ早キヲヨシトス禮
佛少モ間断有ル時ワ直壇或ハ維那磬ヲ打チ衆

【42オ】

ヲ集ム可シ正ニ是レ放身捨命ノ時郎禮讀ハタ
イテイ晝夜十二三座其間ニ三千佛名ヲ拜ス
ベシ總テ戒壇中施主有ル時ハ直壇典座侍者
寮ニ告名單ニ貼ス可シ抑礼讀ノ次第ハ毎日暁天
ノ始メ夜間ノ終リ盧舎那佛ヨリ得戒師同戒ノ
兄弟各三拜是レ維那唱ルナリ毎朝一人洒水
斗リニテ淨道場ヲ行シ遠堂一匝スルナリ晝
夜共ニ普門品ヲ誦ス可シ三時ノ念經ハ殿鐘一
會ノ中ニ礼讀ヲヤメ威儀調へ待タシム可シ

※受の誤記

○二日三日四日加行如初日

【42ウ】

○第五日今晚ハ懺悔ナリ沐浴清淨ニシテ至誠
ニ懺悔スヘシ懺悔罪而捨身也

○第六日傳戒

○第七日授戒此レタ、一等ノ日限ナリ但シ戒師
ノ指揮ニ依リ時ノ宜キヲ行スベシ懺悔ノ當日
ニ粥後或ハ飯後受者方丈ニ上テ焼香但シコレ
ハ人々ナリ請拜致語只戒頭一人ノミ也傳戒
授戒何レモ當日々々ニ剃髮沐浴ス可シ懺悔
ハ開山ノ前或禪堂ナリ聖僧燭一丁硯篋并ニ
鈴一箇ヲ安ス戒頭ヨリ一人宛聖僧前ニ至テ

【43オ】

焼香三拜シテ其座具ヲ引キ圓シ教授師ニ向イ
三拜了テ胡跪合掌ス死始以來業障悉至
誠ニ懺悔シ了テ頓拜シ了テ退此時鈴ノ鳴ヲ聞
テ第二位ノ人則上ル次如是懺悔帳ハ侍者
兼白打調スベシ作法ハ紙一枚ヲ横折ニシテ片
面ニ三人宛賜次ニ列書ス若シ傳戒別日ナ
ラハ懺悔帳ニ二冊ヲ製ス可シ在家人ハ先ニテ
モ可ナリ教授師用心ニ云受者合掌ノ向時
先此方ヨリ大罪ノ有無ヲ尋ヌベシ大罪死キ
時ハ死シト書シ小罪ハ品ニ依テ記スヘシ懺悔了

※日の誤記

【43ウ】

ラハ教授・師・懺・悔・帳・ヲ・戒・師・照・覽・ニ・備・フ・戒・師
了・細・ニ・点・検・シ・了・テ・大・罪・無・キ・時・ハ・帳・ヲ・封・シ・印・ヲ
押シ教授師ニ返ス然シテ教授師戒子ノ圓生

※子細の誤記

中ニ出テ各々懺悔相違ナキ由ヲ告ケ其上ニ

云ク今晚捨身當山ノ規矩ニアラザレバ勸ムルニ非

ス然レモ深ク大望有ル人ハ強テ制止スルニモ非ス

捨身ノ中同戒ノ兄弟觀音寶号ヲ唱テ捨

身ノ人ヲ右邊スヘシ

○第六日傳戒ノ人剃髮沐浴晚間巡堂燒香

侍者寮ニ至テ定鐘ヲ待ツ時至レハ教授寮ニ

【44オ】

至テ燒香礼拝致語有リ

○第七日此日受者粥罷剃髮沐浴了テ浄水

ヲ献シ戒壇中施主家ノ為ニ普門品ニテ行道

圓向ス行道ノ位ハ則礼讃位ナリ圓向ノ文ニ云上

來譜誦當塗王經所集功德圓向戒壇結

緣諸檀道侶各々品位莊嚴報地伏願存

者福壽增長安寧亡者離苦往生浄土者

飯後礼讃一座了テ盧舍那佛ヨリ同戒兄

弟迄テ各々三拜了テ加行滿散ス次ニナラ

シスベシ晚間巡堂燒香侍者寮ニ至テ定鐘ヲ

【44ウ】

待ツ時至レハ教授寮ニ至テ燈道板燈平香礼拝致語

アリ巡堂ノ燒香モ人々也故ニ香炉モ二ツ也

○第八日朝課罷テ和尚方丈巡堂ハ鹽寺ツ

トムルナリ直壇戒子ヲ侍者寮ニ至レバ侍者時

ニ和尚ヲ請シテ謝礼ヲ受ケケシム此時傳戒ノ人ア

ラバ傳戒々頭ト受戒ノ戒頭ト兩人衆ヲ出テ

燒香各謝誼ヲ献シ衆ニ入レハ諸戒子雷同

九拜アリ次ニ教授師役寮直壇等ニ謝礼ス

但シ拜ノ次第ハ寮ノ便宜ニ依テ最初ノ如シ教

授師ヘハ此時ニ謝儀ヲ納テ禮三拜ス謝儀ハ

【45オ】

傳戒受戒共ニ一屬ナリ直壇侍者ヘモ謝

儀ヲ納テ禮三拜スベシ粥後小開靜ノ後諸

戒子・禪堂・ニ・至・テ・拜・スル・ヲ・如・最・初・諸・寮・ノ・拜

了・テ・戒・子・粥・時・ヨリ・報・恩・ノ・為・メ・ニ・給・侍・等・ヲ・勤・ム

齊時ノ拜ハ傳戒々頭受戒ノ戒頭兩人出

スベシ但シ遠方ノ僧多キ時ハ二時飯也本尊

上供大衆諷經ナリ開山和尚ヘモ献供スコレハ

齋辨シ次第戒頭一人ニテ諷經之行茶ノ時加

行中ノ菓子ヲ大衆一同ニ行クベシ戒壇中ノ入

用ヲ預メ知庫寮典座寮副寺寮エ尋ネ

【45ウ】

結筭シテ大殿ニ貼スヘシ得戒師エハ報恩金各

々随分可納是レハ戒頭ノ人諸戒子ト示談アルベシ在家ハ在家ニテ示談有ルベシ傳戒ノ人ハ

別ニ納ム可シ尤モ教授師直壇侍者エノ謝

儀ハ戒壇入用ニ入レテ結算スベシ謝齋金ハ

衆ノ少ニヨリ戒頭ノ人落子ヲ掛テ典座寮

ヘ納ム可シ戒師ヘノ報恩金ハ必ス結算ニ入レ
 ○結算ニ加ヘス※ルの脱字
 ヘカラス

※絡子の誤記

戒壇役單

【46才】

啓師 某甲

主讚 某甲

手磬 某甲

木魚 某甲

維那 某甲

宝曆六（丙子）冬於桐生山開戒之郎使小師

求賢長老寫之也 乙堂花押

【46ウ】

明治三十歲四月吉辰

小女童龍謹寫